

〔研究ノート〕

## 障害学生支援の取り組み ～学生の活動からの考察～

滝村 雅人

Masato Takimura

### 要旨

昨今大学における障害をもつ学生への支援については様々な研究や報告がみられる。特に発達障害学生への支援については、従前の障害学生支援とは違った内容や方法が要求されている。「発達障害者支援法」にいうライフステージに合わせた連続的支援を行うためにも、今まさに高等教育機関における支援体制の構築を急がなければならないといえる。

発達障害をもつ学生、それは診断を得ている場合もあれば、そうでない場合もあるが、こうした学生は確実に入学してきており、それは特定の学部に限ったことではないのである。

このような実情に憂いた名古屋市立大学の学生達が、2008年度から自分たちの大学の実態を明らかにして、何らかの対応策が取られることを望んで自主的なグループを結成し研究を重ねてきた。拙論はその活動をまとめたものであり、すでに報告書にまとめている実態調査から考察を加え、次に障害学生への支援を展開している各大学へのアンケート調査をもとにその取り組みの実態を参考にしつつ、名古屋市立大学においても設備面での改善や専門の相談窓口などの開設が必要であることを論じている。

**キーワード：**発達障害学生 大学での取り組み 学生の活動 障害学生支援

### はじめに

大学をはじめとする高等教育機関における障害をもつ学生への支援については、数年来多くの研究や報告がみられる<sup>1)</sup>。もちろん、以前から障害学生支援については、キャンパス設備等の改善、入試方法の改善、学生ボランティア等の配置など、さまざまな取り組みがあったことも事実である。しかしながら、それらの取り組みのほとんどは従前の障害、特に身体障害学生を対象としたものが主であったといえ、学生相談室などは障害学生を対象というよりも一般学生への対応が主として行われてきたといえる。その意味で、いわゆる発達障害学生を対象とした支援対策の構築はようやく緒に就いたばかりといえる。小学生もやがて高等学校や大学へ進学してくるのであり、「発達障害者支援法」にいうライフステージに合わせた連続的支援を行うためには、今まさに高等教育機関における支援の有り様を検討し、支援体制の構築を急がなければならないとい

える。

本学においても障害をもつ学生が在学していないわけではない。確かに身体障害のような一見して障害があることがわかる学生は少ないのが実情であるが、昨今問題となってきたいわゆる発達障害をもつ学生、それは診断を得ている場合もあれば、そうでない場合もあるが、こうした学生は確実に入学してきており、それは特定の学部に限ったことではないのである。

このような実情に憂いた名古屋市立大学の学生達が、2008年度から自分たちの大学の実態を明らかにして、何らかの対応策が取られることを望んで自主的なグループを結成し研究を重ねてきた。拙論はその活動をまとめたものであり、すでに報告書にまとめている実態調査からの考察と、障害学生への支援を展開している各大学へのアンケート調査の結果から、名古屋市立大学における今後の取り組みの方向について考察するものである。

## 1. キャンパス内のバリアフリーチェック調査

### (1) 自主的な活動の開始と報告書の作成

学生の自主的グループ「障害学生の支援を考える会」は、2008年度に、当時名古屋市立大学薬学部2年生の学生が代表となり、それに人間文化研究科博士前期課程の学生および人文社会学部人間科学科滝村ゼミの3年生が加わって組織されたものである。本学学生の主体的な活動であり、自分たちが学んでいる大学が障害をもつ学生にとって学習し活動しやすいところであるのか、またそうした学生に対して、同じ学生の視点からどのような支援が可能なのかということをはっきりとさせていくということを目的としている。

その活動の第一歩として、障害者の視点にたつて車いすを使用して山の畑キャンパス内の実態を調査し、その結果をまとめた報告書が『バリアフリーチェック』<sup>2)</sup>である（以下『報告書』という）。

山の畑キャンパスのバリアフリーチェックは、1998～1999年度にかけて、当時人文社会学部人間科学科滝村ゼミの3年生によって、一度実施している。しかしながらその時にはこうした報告書にまとめることができなかった。それからおよそ10年の歳月が流れ、人文社会学部棟（現在の1号館）の設備などにも変化が出ているために、今回のチェックリストは、前回の時に作成したものを参考に今日の状況に沿うように内容を再検討し作成したものである。

参考にしたのは『バリアフリーチェックリスト 米国における建築物のアクセシビリティに関する最低基準』<sup>3)</sup>であり、該当しない設問を変更あるいは削除して今回のチェックリストを作成している。チェックリストの点検・作成に4ヶ月、できあがったチェックリストに基づいて車いすを利用しての実態調査（2回）を行い、その『報告書』の作成（4ヶ月）という経過をたどっている。その間に研究会を8回開催してきている。こうした一連の作業のすべてが学生の主体的、積極的な活動として行われてきたのである。その意味で、自らの大学よくしたいという学生自身

の思いがこもったものであることが高く評価でき、そこに大きな意義があると考えられる。

また人文社会学部では、2009年度COP10の事業に、学内の教育環境整備の一環として「障害学生の支援」が含まれている。その事業とも関係しているといえ、今後の検討課題として重要な資料を提供してくれているといえる。

もちろん、この『報告書』に記載されている内容は、学生自身の視点に基づいているがために、分析や記述内容に不十分さや不統一さがあるといえるが、この点はあえて変更することなく、そのまま『報告書』には記載している。

## (2) バリアフリーチェックを実施した理由

今回のバリアフリーチェックは、自分たちの大学が障害学生にとって利用しやすい場所であるのだろうか、という疑問に端を発している。

そこで、ひとつの明確な物差しを使って山の畑キャンパスの障害学生に対する設備面での状態を明らかにすることにしたものである。前述の『バリアフリーチェックリスト』を参考にしたのは、一般的に認められている基準に照らしてチェックすることで、誰が見ても問題を認識できる結果となることを目指したためである。

参加学生の思いは、主体的な活動を通して「学ぶ」ことが学生にできることではないか、障害学生の直面する不自由さを少しでも感じることであれば理解に繋がると考え、今回の調査では積極的に車いすを活用し、車いす利用者の立場で考察するように心掛けた、というところにある。

以上のことよりバリアフリーチェックを実施した理由は次の2点にまとめることができる。

- ①障害学生が山の畑キャンパスを活用する際に生じる問題を明確にする。
- ②障害学生への理解を深める。

## (3) 『報告書』の「まとめ」と「実施者の感想」から

『報告書』の「まとめ」及び「バリアフリー実施者の感想」の部分に学生の感想や考察が述べられているが、それらは以下の点にまとめることができる。そこでは大学の不備な点が指摘されている<sup>4)</sup>。

- ①毎日通いなれた「不自由のないキャンパス」であっても、普段気づかない「障壁」、特に身体障害学生が生活を送る上でのキャンパスの「障壁」を多く見つけることができた。これらは設備面に限ったことではあるが、今すぐ改善できると思われる箇所が多々ある。
- ②普段は何不自由なく利用している教室も車いすでは利用することが困難ということが理解でき、車いすでの移動はとても大変である。
- ③段差や通路幅以外にも、健常者の普段の視線では気付かないような重いドアの開けにくさや、床材の違いによる通行困難などが、車いすでの通行にとってバリアとなることが理解できた。また、実際に、四肢に障害がある人が通行できるのだろうかという疑問が残る場所もいくつかあった。

④普段自分が何も不自由を感じず過ごしている空間が、車いすを利用している人にとってはそうでもないといえ、自分が歩いていたら全く気にならない程度の段差で簡単に車いすでは進めなくなってしまった。扉の開閉にしても、普段より力が必要になることがわかり、また無茶をすると転倒の危険もあることが理解できた。

また調査における課題としては次のようなことが上げられている。

①対象とする障害の範囲が曖昧であったことである。肢体不自由（車いす利用者）のみを対象とするのか、視覚障害者やその他の障害を抱えた学生まで対象とするのか、はっきりさせてからバリアフリーチェックを行うべきであった。

②したがって、例えばブラインドウォークなどを行うと、新たなバリアが見えてくるかもしれないといえる。

③客観性に不明瞭さが残る点である。『バリアフリーチェックリスト 米国における建築物のアクセシビリティに関する最低基準』を利用することで客観的に建物を評価しようと試みたが、翻訳のためか、掲載されている設問自体が曖昧な表現であり理解できないことも多くあった。そのため判断に調査実施者の主観が入る結果となってしまっている。

#### （４） 学生の指摘からの考察

とくに施設整備の面からの指摘が多いと言える。1号館・2号館などの大教室においては、最前列の机が脱着可能なものになっているが、教室へのアプローチについては、例えば各教室の教室番号を示す点字表示などの工夫をすることも可能であるといえる。設備面での整備は、簡単なものから大きな工事・費用を伴うものまで多種多様であるが、可能な限り早急に改善が求められる。10年前の調査から比べると、各建物へのアクセスがしやすくなっているのも事実である。例えば学生会館北側入り口のスロープは、駐輪場が整備されたことによって利用しやすい環境となっている。一方で、図書館へのアクセスは全く改善されておらず、車いす利用者はもちろん身体障害学生に利用を拒むような構造になっている。この点はできる限り早急な改善が求められるところである。

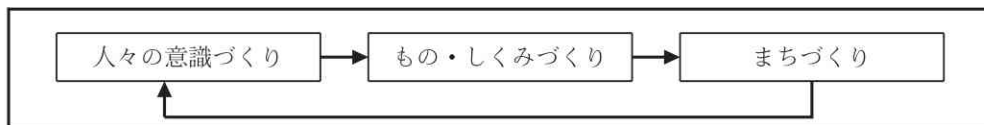
一方で、施設整備のみで、キャンパスのユニバーサル化がすべて整うわけではないことも事実である。充実した学生生活を支える上で必要なのは、日常の学生生活全般に関わる支援体制を確立することである。各種の相談・支援を行う「障害学生支援室」のような部署を設置したり、支援ボランティアを募るなど、障害学生への学習・生活面での支援体制の整備が重要である。今日ではそうした体制整備に進んで取り組んでいる大学も多くなってきている。

さらに、支援体制の充実にとって、教員・職員や一般学生への障害理解の徹底も重要な要素のひとつである。例えば、「障害学生を視野に入れた講義内容・方法」として、板書の文字の大きさや色使い、声の大きさやトーン、話すスピード、講義全体のすすめ方、講義前後の講義内容の個別フォローアップなど、直接に教育活動を行う教員による配慮が必要となると考えられる。

以上のような設備面、あるいはそれを取り巻く支援体制を含めた大学のユニバーサル化が求められているのである。

社会的な場面でのバリアフリーということが言われて久しいが、これは主として建物の設備やアクセスの問題として取り上げられてきている。「ものづくり、ひとづくり」といった観点からも、「バリアフリー」ではなく「ユニバーサルデザイン」の観点での検討がより重要になってきているといえる。

「ユニバーサルデザイン」は、次の図1-1のような関係としていわれる。



<図1-1> ユニバーサルデザインの考え方<sup>5)</sup>

このような考え方で大学における様々な側面・レベルでの改善を行っていくことが、障害学生のみならず、一般学生ひいては教員・職員も含めて利用しやすい大学の構築につながっていくといえる。

さて、学生の自主的グループの次の課題としては、各大学でどのような支援が具体的に行われているかという支援の実態について理解することにある。

そこでまず愛知県下にある4年制大学で設立当初から障害学生の受け入れに積極的である私立大学に直接訪問して障害学生支援センターにインタビュー調査を行った。ここでの結果をもとに再度アンケートを作成し、各大学への実際の調査を実施した。

## 2. 全国調査から見えること

まず大学などの高等教育機関を対象とした実態調査は、日本学生支援機構や国立特別支援教育研究所などが実施しており、それを基にした4年制大学における発達障害学生の支援については別の機会に報告している<sup>6)</sup>。

そこから明らかになった点としては、第1に、障害学生は7割強の大学で在籍しており、障害種別では「発達障害（診断有）」の在籍校が「2008年度122校から2009年度には174校と増加している」ことである。「この数字は診断がついている学生の数であって、診断がついていないが発達障害が疑われる学生を含めるとさらに在籍者のいる学校数は増える」<sup>7)</sup>といえる。

第2に、大学全体での障害学生の在籍率は2008年度と2009年度ではともに0.2%と変わっていないが、「発達障害（診断有）」は、前年度より増加しており、構成割合をみると2008年度4.1%であるが、2009年度は6.9%となっている。在籍する発達障害学生が増加傾向にあることが理解できる。

第3には、「在籍している障害学生の半数強が実際に支援を受けているといえ」<sup>8)</sup>、この点も2008年度から2009年度にかけて増加していることが理解できる。

第4に、授業における具体的支援の内容についても、「休憩室の確保」「注意事項等文書伝達」「実技・実習配慮」「教室内座席配慮」などが、2割から3割の比率となっている。いずれの項目も発達障害の特性に沿って実施されているものであり、「発達障害の特性を大学側が理解し、それに合わせた支援を構築しているといえる」<sup>9)</sup>。

第5として、啓発活動についてみると、約半数の大学で障害学生に関しての研修等が行われており、「年度別にみても実施校は増加しており、大学においてこうした学生への支援の必要性が認識されてきているといえる」<sup>10)</sup>。

### 3. 大学へのアンケート調査から

全国的には前述したような傾向がある中で、今回学生が中心となって行ったアンケート調査は次のような状況である。

もちろん、アンケートを送付するといっても学生が自主的に行うものであるから、全国の大学を対象とすることは費用の面や集計の方法などからしても困難である。そのため対象とする大学を絞り込んで実施したものである。その意味で後述するように、対象数が限られており量的分析はほとんど意味をなさないといえるが、回答のあった大学の状況からわかる範囲で分析を試みたものである。

#### (1) 対 象

調査対象としたのは、日本国内の4年制国公立大学で各大学のホームページを調査し、障害学生支援の取り組みが認められた9大学である。送付先は「障害学生支援室」「学生総合支援センター」「学生支援課」等々様々な名称があるが、いずれも障害学生への支援を行っていると考えられる場所である。

#### (2) 調査方法と回収率

調査は、2010年1月に調査表を上記の関係箇所に送付し回収する郵送方式によって行った。回収率は56.0%である。

調査内容は、各大学共通な項目としては、「支援内容」「相談窓口の有無や箇所」「専任の職員の有無」「勤務形態・業種」「開設期間」「取り組みのきっかけ」「取り組み後の変化」「障害学生数」「補助金等の有無」「自己評価と今後の課題」である。

これに加えて、各大学のホームページをもとに各大学ごとの独自の質問を数点行っている。

また返信にあたっては、大学におけるパンフレットなど取り組みの内容が理解できる資料を送付してくれた大学もあった。

#### (3) 集計結果



①支援内容

表3-1は対象大学で行われている支援の内容を示したものである。いずれの項目も障害学生への支援としては当然必要になる支援内容といえる。窓口の設置はもちろんであるが、聴覚障害や視覚障害の学生には、それぞれ特有の支援方法が必要なことから、それぞれの障害に合った支援体制が整備されているといえる。

「その他」には、「全学支援体制で支援を行っている」あるいは「各学部において対応」といった回答がある。これらの大学においては特別な支援窓口は設置されていないと考えられるが、具体的にどのような対応が誰によって行われているかは不明である。各学部や学科において教員などが個別に対応していると考えられる。

②相談窓口の種類

表3-1の中で「相談窓口の設置」をしている場合の具体的な場所をみたのが表3-2である。これを見ると、「学内に設置された専門の支援センター」というのが最も一般的であるといえる。この中には専門のセンター以外に各学部でも相談できる体制が取られているところもある。「学生課の窓口」や「学生相談室」は、一般学生への対応としてどこの大学でも設置されているはずであるが、障害学生への支援としては、その対応の専門性の必要から十分に対応してない状況がうかがえる。障害学生への支援としては、専門職員がいる窓口の設置が有効な手段と考えられる。とくに発達障害学生の場合、必要即応による対応が求められ、学内での生活だけでなく、私生活的場面も含めて支援体制が必要となるために、なおさら専門的対応が求められるといえる。

<表3-1>大学が行っている障害学生支援（複数回答）

	1 相談窓口の設置	2 聴覚障害学生への音声情報の保障	3 視覚障害学生への視覚情報の保障	4 キャンパスのバリアフリー化	5 その他
総数					
5	80.0 4	80.0 4	80.0 4	80.0 4	40.0 2

<表3-2>相談窓口の設置の種類

	1 学生課の窓口	2 学生相談室	3 学内に設置された専門の支援センター	4 外部のクリニック	5 その他
総数					
100.0 4	0 0	0 0	75.5 3	0 0	25.5 1

③相談窓口の職員と開設時間

表3-3をみると、専門の相談窓口のある4ヶ所の大学で、専任の職員が配置されているが、その勤務形態をみると、すべての大学で「非常勤」を配置しており、さらに3ヶ所（75.0%）の大学では「常勤」職員も配置している。特に「学内に設置された専門の支援センター」を設置している2ヶ所の大学では「非常勤」と「常勤」職員の両方を配置していることがわかる。専門の支援センターであるがゆえに必要な配置であるといえる。

<表3-3> 相談窓口別にみた専任職員の勤務形態（複数回答）

	総 数	1 非 常 勤	2 常 勤	3 そ の 他
合 計	4	100.0 4	75.0 3	25.0 1
1 学生課の窓口	0	0 0	0 0	0 0
2 学生相談室	0	0 0	0 0	0 0
3 学内に設置された 専門の支援センター	2	100.0 2	100.0 2	0 0
4 外部のクリニック	0	0 0	0 0	0 0
5 その他	2	100.0 2	50.0 1	50.0 1

この職員配置の実態は、表3-4にみるように「相談窓口の開設時期」とも関係している。とくに「学内に設置された専門の支援センター」を設置している大学では、「ほぼ毎日」開設されており、「大学が休暇期間中も開設」している。この「学内に設置された専門の支援センター」には前述したように専任の職員が配置されていることによって、このような開設の仕方が可能となっていると考えられる。障害学生へ支援は、大学での学業に関するだけでなく、日常生活における支援の体制も必要であることからすると、こうした休暇期間中での支援体制の構築も重要な意味を持つといえる。



<表 3-4> 相談窓口別にみた開設時間（複数回答）

	総 数	1 週に 2～ 3日	2 ほぼ 毎日	3 大間 中も 開 設 期	4 そ 他
合 計	4	0	75.5	100.0	0
1 学生課の窓口	0	0	0	0	0
2 学生相談室	0	0	0	0	0
3 学内に設置された専門の支援センター	2	0	50.0	100.0	0
4 外部のクリニック	0	0	0	0	0
5 その他	2	0	100.0	100.0	0

④専門の相談窓口の職員の資格

相談窓口の職員の資格についてみたのが表3-5である。

<表 3-5> 相談場所別にみた専任職員職種（複数回答）

	総 数	1 事務 職員	2 臨床 心理 士	3 臨 床 心 理 分 野 の 教 員 以 外 の 教 員	4 社 会 福 祉 士	5 社 会 福 祉 士 以 外 の 教 員	6 教 育 学 分 野 の 教 員	7 精 神 保 健 福 祉 士	8 小 学 校 退 職 者 な ど の	9 精 神 科 医	10 看 護 師	11 保 健 師	12 そ 他
合 計	4	75.5	0	0	0	0	25.0	0	25.5	0	0	0	75.0
1 学生課の窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 学生相談室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 学内に設置された専門の支援センター	3	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66.7
4 外部のクリニック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 その他	1	0	0	0	0	0	100.0	0	100.0	0	0	0	100.0

常勤・非常勤を問わず「学内に設置された専門の支援センター」の職員として「事務職員」が3ヶ所の大学（100.0%）でおかれている。専門のセンターであっても「事務職員」のみがおかれており、専門家の配置がないということは、窓口として相談などがあったときに、必要に応じて専門家の協力を要請するシステムになっていると考えられる。

一部においては、「教育学分野の教員」「小中高校などの学校退職者」が配置されており、「その他」としては「教育カウンセラー」や「手話通訳士」などが配置されている大学がある。「臨床心理士」などの心理学分野の専門職や、社会福祉士などの相談援助関係の専門職員、あるいは精神科医などの医療系の職員などは配置されていない。

⑤学生支援を始めたきっかけ

<表3-6>学生支援を始めたきっかけ（複数回答）

各大学の学生支援を始めたきっかけについてみたのが表3-6である。もっとも多いのが「教職員の自主的な取り組み」（40.0%）であるが、「学生の自主的な取り組み」や「学生からの要望」がみられる。「学生の自主的な取り組み」は、自主的な活動サークルやクラブ活動のようなものの活動であるといえ、それらの活動が大学当局による取り組みへと拡大していったと考えられる。

総数	1 学生からの要望	2 学生の自主的な取り組み	3 教職員からの要望	4 教職員の自主的な取り組み	5 入学した障害学生からの要望	6 障害学生の自主的な取り組み	7 障害をもった受験生からの要望	8 その他
5	20.0 1	20.0 1	20.0 1	40.0 2	20.0 1	0 0	0 0	20.0 1

⑥支援を始めてからの変化と今後の課題

<表3-7>障害学生への支援を始めてからの変化（複数回答）

各大学が障害学生への支援を始めてからの変化についてみたのが表3-7である。

これをみると、「教職員の意識が変化した」（80.0%）、「新しい問題、課題が見えてきた」（80.0%）、「学生の意識が変化した」（60.0%）、となっている。支援の取り組みを行うためには、教員・職員をはじめ学生の意識の向上は必要であり、また支援を行うことでより一層意識の向上が図れるといえる。一方で、支援を行うことで、潜在していたニーズが顕在化し、新たな問題・課題がみえてきているとい

総数	1 障害をもった受験生の数が増加した	2 教職員の意識が変化した	3 学生の意識が変化した	4 学生による自発的な動きが見られるようになった	5 休学者、退学者が減少した	6 新しい問題、課題が見えてきた	7 その他
5	0 0	80.0 4	60.0 3	0 0	0 0	80.0 4	0 0

える。

次に、新しい問題・課題の中身を <表 3-8> 障害学生への支援を始めてからの変化  
(複数回答)  
みたのが表 3-8 である。

全体的には、「支援体制の整備」(50.0%)、「学内関係部局との連携強化・地域医療との連携」(50.0%)、「評価や支援範囲についての基準整備」(50.0%)、「学生や教職員への理解・啓発」(50.0%)、「ボランティア学生確保や支援学生へのフォローアップ」(50.0%)などの比率が高い。「支援体制の整備」の中には、「発達障害学生への支援」や「オフキャンパスにおける日常生活支援」といった内容が含まれている。

総 数	1 支援体制の整備	2 学内関係部局との連携強化・地域医療との連携	3 中等教育機関との連携	4 評価や支援範囲についての基準整備	5 人材養成プログラムの拡充	6 学生や教職員への理解・啓発	7 発達障害学生への就職支援	7 ボランティアの学生確保や支援学生へのフォローアップ
4	50.0 2	50.0 2	25.0 1	50.0 2	25.0 1	50.0 2	25.0 1	50.0 2

#### ⑦実施にかかる補助金等の存在

以上のような障害学生支援の制度を構築するにあたっては、各大学とも何らかの公的資金を利用している。その中身は、「特色ある大学支援プログラム」「質の高い大学教育推進プログラム」「日本学生支援機構障害学生受入促進研究委託事業」などが代表的なものである。これらの公的資金は、研究・実施期間が決まっており、その期間が終了した後まで、どのように同様の支援を維持・発展させて行くかが大きな課題となる。大学独自の費用調達が必要となることから、今後の運営に創意・工夫がいると考えられる。

#### ⑧各大学の独自の取り組み

今回の調査では各大学独自の取り組みについても質問をしている。そこには障害学生支援としての「登録ボランティア制度」「支援技術養成講座」「発達障害支援部門の設置」「トータルコミュニケーション支援室」といった様々な取り組みが紹介されている。それらの取り組みを通しての変化や困難と感じていることなどとして、次のようなことが上げられている。

- ボランティア学生の増加によって、障害学生が希望する全ての講義にノートテイクなど情報保障が行き届くようになった。
- 教員や学生の意識が少しずつ高まっている。
- 登録しているサポートスタッフの中にはスケジュールが合わなくて実際には活動できない人もある。
- 学内でのボランティアサークルへも連携協力依頼をしている。

- ・年度初めに、バリアフリー支援室のオリエンテーション、入門講座を開催。

そして特に発達障害については次のようなことが上げられている。

- ・発達障害学生には、専門の職員がカウンセリングを行い、継続した面談を行っている。
- ・学生に合った支援内容を考えることが重要で、パターンは通用しない。発達障害の場合、周囲や本人の理解が進まなかったり、どこまで支援すべきかといったラインが定めにくいことがある。
- ・学習面で必要とする支援についてのみ対応している。
- ・学内体制の整備が進められたことで、面談時に話せなかったことを後日ブログで書いてくれることがある。この方法は、本人のペースで思考をまとめて、それを支援者に提示できるので役立っている。

以上が回答のあった大学での取り組みの様子である。

#### 4. 考察

今回の各大学へのアンケート調査は、学生独自の取り組みの結果であり、調査対象も少なく、この結果からだけでは大学全体の傾向ということではできないが、少なくとも次のようなことが課題として見えてきたといえる。

まず第一に、支援室のような専門の窓口の設置が有効であること。

佐藤幹夫は、障害学生支援を行っている大学への取材をもとにその大学での取り組みを紹介しているが、今後の取り組みに重要な示唆を与えてくれる点が指摘されている<sup>9)</sup>。取材した大学は「トータルコミュニケーション」がキーワードであると指摘し、そこでの対象は単に「発達障害学生」だけでなく「支援の中核は彼らであることを押さえながらも、『学生たちが共通に抱える問題』という<sup>10)</sup>ことで包括し、「コミュニケーション」に着目したことが述べられている。そしてスタッフの確保においても、単に心理学専門家などの「実戦部隊」を置くことよりも、全体に見て「いわゆるマネジメント」ができる人が必要とされ、設置されていることに共感している<sup>11)</sup>。

この佐藤の指摘は、新しい視点での支援の方法を示唆しているといえる。支援室というと、すぐに心理学などの専門家を設置することが考えられるが、そうした「実戦部隊」も必要ではあるが、重要なのは対象となる学生のニーズの把握とそれに適した支援の方法をマネジメントする機能であるといえる。これがないと、支援が拡散したり必要即応の支援ができないといった事態を招くことにつながるのである。必要即応とワンストップでの支援調整が可能でなければならないのである。

第二に、専門の窓口の設置は必要ではあるが、その窓口はいつでも開放されており、利用できるものでなければならないことである。とくに発達障害学生への支援は、前述したように、単に学習面だけではなく、日常生活にも支援を必要とすることが多く、まさに必要即応でなければならない

ないのである。極端なことをいえば、夜間でも必要な場合があるということである。大学は日中あるいは授業期間だけ対応すればよいという考えがあったとすれば、それは時代遅れの発想であることを認識すべきである。このような支援のあり方は、単に障害学生への支援ということだけではなく、それは大多数の一般学生にとっても、よりよい学生生活を保障することにつながるという。

第三に、障害学生支援を行ってきた中で、教員、職員、学生の意識が変化してきているということである。取り組みの最初は、教員や学生の取り組みであったものが、大学全体の取り組みとして受け継がれ発展してきたことが先の調査結果からも読み取ることができる。そしてそれによって、ますます大学全体の意識の高揚につながっているといえる。

第四に、こうしたことを広めて行くためには、研修の機会なども重要な意味を持つということである。それは、一度やって終わりではなく、継続的に行われることが必要である。

第五に、一部の大学での回答にあったように、こうした取り組みを行うことで新たな課題や問題が見えてくることである。システムができればニーズは増え、より顕在化してくるものである。

特に大学では、卒業後社会に出て行くわけであるから、新しい支援内容として、就職に向けた支援が必要となってくるといえる。この点についても別の機会に論述しているが<sup>10)</sup>、今まで対応されてこなかった新たな支援といえる。

第六に、より重要で大きな問題は、支援体制を構築する上での費用面と各部門の協力体制の構築である。とくに費用面では、相談窓口の確保や専任の職員の設置など、人件費をはじめとした諸経費の捻出が大きな問題となる。この点はどの大学においても同じといえ、先駆的に体制を確立している大学などの実情を調査して、何らかの方法を見い出さなければならないといえる。

また、総合大学であれば、各学部・研究科の協力体制の確立も重要な課題となる。いずれかの部局が中心となって、事務レベルも含めて協力体制の確立を急ぐべきである。

## おわりに

学生の自主的な取り組みであり、調査対象も少なく調査報告としてはほとんど意味をなさないものであるといえるが、少なくとも自主的に取り組む意欲のある学生がいることは事実である。このような学生自らの取り組みを単に学生の取り組みに終わらせないで、大学全体の取り組みの端緒になればよいといえる。

大学は学問研究の場であるが、学生への支援・サービスなど必要ないかのように言われたりもする。確かに学問研究の場であることは事実であるが、それだけに収斂するのを「よし」とする考え方は、もはや時代遅れである。大学においても様々な支援の取り組みが行われなければならない。それは国公立大学であっても同様である。

また、今回の調査結果から、単に相談窓口を設ければよいというのではないことが明らかであ

る。対象をどうするか、そのために何を準備すべきか、専門家を置けばよいという単純な発想が生まれやすいが、それだけでは機能しないのである。ニーズや支援方法・内容を的確に把握して的確な対応を行うためには、マネジメント機能を持たせることが重要となる。また専門家の設置といってもただ置けばよいのではない。どのような専門家をどのように配置するのかが問われなければならない。特に発達障害学生への支援には、従前の手法では対応できない部分があり、この点については別の機会に論じているが<sup>98)</sup>、専門家の支援手法にも新しい方法が求められているのである。例えば臨床心理士においても従前の古い手法によって対応しようとする専門家がいるが、これでは発達障害の学生の支援には通用しないことを認識すべきである。また心理的支援だけでは意味をなさないのであって、生活全般を視野に入れた支援方法を構築しなければならないといえる。

現在就学前や就学中の児童・生徒であっても、やがて大学等の高等教育機関へ進学してくるのであり、その意味でも早急に支援体制を構築しなければならない時期に来ているといえる。

名古屋市立大学においても、キャンパスによって差はあるものの、設備面でのバリアフリーは、それなりに整備されてきている。しかし大学全体として、発達障害学生などへの支援体制は構築されていない。このような障害学生への支援について考察を深め、各学部・研究科の協力体制・ネットワーク体制を整備し、支援機能を構築すべきである。

#### <註>

- (1) 例えば、「特集 大学における特別な教育的ニーズへの対応」『障害者問題研究』Vol35, No1 全国障害者問題研究会 2077年。田中敦士・田場加恵「沖縄県内の大学における障害のある大学生への修学支援の現状」『琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要』2 琉球大学 2008年。仲律子「大学における発達障害学生への支援についての一考察」『鈴鹿国際大学紀要』16 2010年。佐藤克敏・徳永豊「高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援の現状」『特殊教育学研究』44-3 国立特殊教育総合研究所 2006年。国立特別支援教育総合研究所『発達障害のある学生支援ガイドブック』2009年。国立特別支援教育総合研究所『発達障害のある学生支援ケースブック』2007年など多数。
- (2) 障がい学生の支援を考える会『バリアフリーチェック』2009年 参照。
- (3) 米国建築物および交通機関の障壁に関する改善命令委員会編 八藤後猛・曾根原純訳『バリアフリーチェックリスト 米国における建築物のアクセシビリティに関する最低基準』エンパワメント研究所 1996年。
- (4) 前掲『バリアフリーチェック』51～54頁 参照。
- (5) ユニバーサルデザインによるまちづくり研究会（代表：滝村雅人）『つかいやすさのひみつ』38頁。
- (6) 滝村雅人「発達障害学生への支援」『人間文化研究』15 名古屋市立大学大学院人間文化研究科 2011年 41-55頁 参照。
- (7) 滝村前掲書 45-46頁。
- (8) 滝村前掲書 47頁。
- (9) 滝村前掲書 48頁。
- (10) 滝村前掲書 48頁。
- (11) 佐藤幹夫「『生きづらさ』を抱えた人たち」『大蔵』50 PHP研究所 2009年 511～520頁。
- (12) 佐藤幹夫前掲書 515頁。
- (13) 佐藤幹夫前掲書 517頁 参照。

- (14) 滝村前掲書 52-53頁 参照。
- (15) 滝村前掲書 51-52頁 参照。